

御杖村障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱の一部を改正する告示

御杖村障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱(令和7年御杖村告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「御杖村長(以下「村長」という。)」を「村長」に、「事務処理手続き等」を「事務処理手続について」に改める。

第2条の見出しを「(認定対象者)」に改め、同条第1項を次のように改める。

障害者控除対象者としての認定の対象となる者(以下「対象者」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定により、御杖村から要介護認定を受けた者とする。

第2条第2項中「ただし、障害者控除対象者の認定区分が特別障害者になる場合を除く。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、障害者控除対象者の認定区分が特別障害者になる場合を除く。

第3条中「認定の基準となる日は」を「障害者控除対象者の認定の基準となる日は」に改め、「。ただし、対象者がその年の中で死亡又は出国している場合は、死亡又は出国した日とする」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、対象者がその年の途中で死亡又は出国している場合は、死亡又は出国した日とする。

第4条の見出しを「(認定の申請)」に改め、同条を次のように改める。

障害者控除対象者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者控除対象者認定申請書兼同意書(様式第1号)及びその他村長が必要と認める書類を村長に提出しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請ができる者は、申請者本人又はその親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する者をいう。)とする。

第5条第1項中「、「障害者控除対象者認定書」(様式第2号)(以下「認定書」という。)を対象者に交付するものとする。」を「、「障害者控除対象者認定書(様式第2号)(以下「認定書」という。)を申請者に交付するものとする。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による審査の結果、申請者が障害者控除対象者に該当しないと認める場合は、障害者控除対象者認定申請結果通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

第6条中「申告の際に使用する」を「申告に限り使用できる」に改める。

様式第 1 号の様式を次のように改める。

障害者控除対象者認定申請書兼同意書

[別紙参照]

様式第 2 号中「(第 5 条第 1 項関係)」を「(第 5 条関係)」に改め、同様式の様式を次のように改める。

障害者控除対象者認定書

[別紙参照]

様式第 3 号中「(第 5 条第 2 項関係)」を「(第 5 条関係)」に改め、同様式の様式を次のように改める。

障害者控除対象者認定申請結果通知書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。